

個性を輝かせ生き生きと

「男女共同参画条例」を制定



男女で共につくる
家族や地域社会

平成十五年三月二十七日、ま
えばし男女共同参画推進条例」
が、市議会で可決されました。
この条例の制定は、県内では本
市が初めてです。

この条例が制定に至るまで、
二年間に及ぶ検討を行い、その
後、パブリック・コメントへ四
百十二件の意見が寄せられるな
ど、多くの市民の皆さんにご協
力いただきました。

市では、この条例を皆さん一
人ひとりの男女共同参画社会つ
くりに向けた基盤として、家庭・
地域・学校・職場などのあらゆる
分野に、男性も女性も生き生
きと参画できる地域社会づくり
を進めています。なお、条例の
概要などは次のとおりです。

基本理念

市民一人ひとりが、お互いを
大切にし、性別にかかわらず、
個性を輝かせて生き生きと暮ら
すことができる社会の実現は、
私たちの願いである。

男女の人権の尊重 家庭生

審議委員を募集

市の男女共同参画
社会づくりのため、
推進施策などを審議
する委員を募集しま
す。
募集人数〓三人 任
期〓6月〜平成17年
6月 主な仕事〓男
女共同参画社会づく
りの推進施策などを
年間五回程度審議 申し込み
〓5月20日 までに住所・氏
名・連絡先を明記し、応募の
動機を千字程度の文章にして、
〒371-0023前橋市本
町一丁目五-二・職員研修会
館2階企画調整課男女共同参
画室へ 890-6517
へ郵送または直接 その他〓
報酬あり

活における活動と他の活動の両
立 社会のあらゆる分野におけ
る意思決定の場への共同参画
社会の制度または慣行における
配慮 市と市民と事業者の相互
の協力と自主的な取り組みへの
配慮 国際的取り組みとの協調

情報提供や相談などを充実

男女共同参画の情報をお知ら
せしたり、皆さんからの相談を
受けたりする体制などを整備し、
十月から相談業務を開始します。

…問い合わせは企画調整課
890-6517へ。

市政モニターに

21人を委嘱

市政モニターとは、市民の
皆さんと市内在勤の前橋広域
圏町村の住民の皆さんから「生
の声」を聴き、市政に反映さ
せていくという制度です。モ
ニターは、市政に対する提言
や問題点などを文書で提出し
ます。本年度は、公募などに
よって二十一人に委嘱。なお
大胡町と宮城村のモニターは
選考中です。

市政モニターの皆さん

敬称略

安達宏(大根町二丁目) 新
井博孝(池端町) 伊藤鉄太郎
(荒牧町) 植松慶子(大手町
二丁目) 久保田一浩(荻子町)
久保田卓雄(富士見村) 小鮎
祐臣(元総社町) 小堀佳枝(粕
川村) 斉藤千春(龍蔵寺町)
佐藤由美(表町二丁目) 下平
美江(昭和町一丁目) 須川俊
江(国領町二丁目) 鈴木たつ
子(緑が丘町) 関根由美子(昭
和町三丁目) 田村保(上泉町)
長沢みち子(文京町三丁目)
中山洋子(勝沢町) 星野政代
(総社町総社) 町田憲昭(下
小出町二丁目) 湯沢容子(野中
町) 吉江光由(昭和町一丁目)

…問い合わせは広報広聴課
890-6644へ。